

締約国に関する情報 MT	マルタ 一般情報	附属書 B1 MT
国内官庁の名称	Industrial Property Registrations Directorate, Commerce Department (Malta) (商務部産業財産登録局 (マルタ))	
所在地	Lascaris Bastions, Daħlet Ġnien is-Sultan, Valletta, VLT 1933, Malta	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(356) 2569 0100, 2122 6688	
電子メール	ipoffice@gov.mt	
インターネット	http://commerce.gov.mt/en/Pages/Home.aspx	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	用意なし	
マルタの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	欧州特許庁 (EPO), WIPO国際事務局 又は商務部産業財産登録局 (マルタ) 国内官庁に問合せされたい	
マルタが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ²	欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

MT	マルタ (続き)	MT
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁は次の方法による支払を認める： — 現金 — 小切手 — オンライン銀行送金	
国際型調査に関するマルタの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定（欧州特許条約第67条，第150条及び第158条参照）であって，次に該当する場合： (1) EPOの公用語の1つによって公開された国際出願：侵害の状況に応じて相当な補償を求める権利を出願人に与える (2) EPOの公用語でない言語によって公開された国際出願： (1)に規定する保護は，EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまで効力が生じない	
マルタが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	
欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		